

第2章 環境に関連する動向

1 環境を取り巻く社会情勢

第二次計画の計画期間（平成28年度から令和7年度まで）の国内及び国際動向について、以下にまとめました。

近年は、「気候変動への適応」や「廃プラスチックによる海洋汚染問題」等が大きな問題として取り上げられています。国では、令和6年度に「第六次環境基本計画」と新たな「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。

年度	主な国内動向	主な国際動向
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> 政府が2050（令和32）年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す「地球温暖化対策計画」を閣議決定した。 2015（平成27）年12月のCOP21で採択された地球温暖化対策の新枠組である「パリ協定」を批准した。 	<ul style="list-style-type: none"> 2015（平成27）年12月のCOP21で採択された地球温暖化対策の新枠組である「パリ協定」を発効（2016（平成28）年11月4日）した。
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> 環境省に「環境再生・資源循環局」が設置された。 国内希少種の指定からオオタカが解除された。 	<ul style="list-style-type: none"> 米国大統領が「パリ協定からの離脱」を宣言した。
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県及び市町村でも、気候変動適応計画の策定を努力義務として定める「気候変動適応法」が制定・施行された。 	<ul style="list-style-type: none"> COP24でパリ協定の本格運用に向けた実施指針「カトヴィツェ気候パッケージ」が採択された。
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> 資源の有効利用、海洋プラスチックごみ問題、アジア諸国の輸入制限への対応等の課題に対処し、持続可能な社会の実現に向けた、我が国の方向性を示す「プラスチック資源循環戦略」が策定された。 2050年ゼロエミッション東京の実現に向けたビジョンとロードマップをまとめた「ゼロエミッション東京戦略」が策定された。 「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行された。 	<ul style="list-style-type: none"> G20大阪サミットで廃プラスチックによる、海洋汚染問題や気候変動が重要な議題として取り上げられた。
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」が改正された。 「大気汚染防止法」が改正され、建築物等の解体等工事における石綿の飛散防止の規制対象が全ての石綿含有建材へ拡大された。 菅総理大臣所信表明により、2050（令和32）年までに脱炭素社会の実現を目指すことが宣言された。 東京都が「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」を策定・公表し、2030（令和12）年までのカーボンハーフ（CO₂排出量50%削減）に向けた具体的な取組の強化を示した。 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスの感染が世界的に拡大した。

年度	主な国内動向	主な国際動向
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> 東京都が2030（令和12）年までに温室効果ガスを50%削減するカーボンハーフを宣言した。 「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正された。 「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、温室効果ガス排出量を2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比46%削減する目標が設定された。 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が制定された。 	<ul style="list-style-type: none"> COP26で「グラスゴー気候合意」が採択された。 G7コーンウォールサミットで「30by30目標」に取り組むことが約束された。
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、ワンウェイプラスチック削減やライフサイクル全体での3R+Renewableの取組が義務化された。 「東京都環境基本計画」が改定された。 	<ul style="list-style-type: none"> IPCCが「第6次評価報告書」の統合報告書を公表した。 COP15（生物多様性条約締結国会議）で「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択された。
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> 「気候変動適応法」が改正された。 「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」が閣議決定された。 「生物多様性国家戦略2023-2030」が策定された。 「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」が施行された。 	<ul style="list-style-type: none"> 国連SDGサミットで各国首脳が行動加速の政治宣言を採択し、2030アジェンダ中間年での達成遅れに緊急対応を表明した。 COP28で世界全体の気候変動対策の進捗評価（グローバル・ストックテイク）が実施され、2025（令和7）年までに温室効果ガス排出をピークアウト、2030（令和12）年までに43%、2035（令和17）年までに60%削減、再生可能エネルギー発電容量3倍、省エネルギー改善率2倍等で合意した。
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> 改正された「気候変動適応法」が全面施行され、熱中症警戒情報・クーリングシェルター指定などの適応策が強化された。 「第六次環境基本計画」が閣議決定された。 「地球温暖化対策計画」が見直しされ、温室効果ガス排出量を新たに2035（令和17）年度に60%削減、2040（令和22）年度に73%削減（ともに2013（平成25）年度比）の目標が明示された。 「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定された。 	<ul style="list-style-type: none"> COP29で気候資金目標を2035（令和17）年までに年3,000億ドルへ拡大する「バクー合意」が採択された。 国連環境総会（ナイロビ）で「トリプル・プラネタリー・クライシス」対応など15の決議が採択された。
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> 改正された「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」が全面施行され、全ての新築住宅・小規模建築物に対し省エネルギー基準への適合が義務化された。 	<ul style="list-style-type: none"> COP30で途上国向け気候資金を2035（令和17）年までに年1.3兆ドル規模へ拡大する等の「ムチラン決定」が採択された。

(1) 総合的な環境政策の推進

国際的には、平成27年に採択されたSDGsが「誰一人取り残さない」という理念のもと17目標を掲げ、令和5年のSDGサミットでは、停滞する進捗に対して加速を促す宣言が行われました。また、地球システムの限界を示すプラネタリー・バウンダリー（環境収容力）の考え方が共有され、経済と社会を支える生物圏の健全性が重視されています。

国では、令和6年5月に「第六次環境基本計画」を閣議決定し、気候変動・生物多様性の損失・汚染という三重の環境危機に統合的・相乗的に対処し、環境保全を通じてウェルビーイングを高めることを最上位目標としました。これは、プラネタリー・バウンダリーを守り環境の質を向上させることで、循環共生型社会（環境・生命文明社会）の構築を目指すものです。その基盤として、自然資本の維持・回復・充実や環境価値の活用が示され、科学に基づく取組のスピードとスケールの確保、ネットゼロ・循環経済・ネイチャーポジティブの相乗効果、政府・市場・市民社会等の共進化、地域循環共生圏での新たな成長の実践・実装の4つの政策展開の方向性が示されました。これらの方向性を踏まえ、経済システム、国土、地域、暮らし、科学技術・イノベーション、国際の6分野にわたる重点戦略と、気候変動対策、循環型社会の形成、生物多様性の確保・自然共生、環境リスクの管理など、個別環境政策の重点的施策等が示されています。

東京都では、令和4年に「東京都環境基本計画」を改定し、「ゼロエミッション東京」の実現に向けてエネルギー危機を踏まえた「戦略0」を追加した脱炭素とエネルギー安全保障の同時達成を打ち出しました。令和12年までに二酸化炭素排出量半減、プラスチック焼却量40%削減、食品ロス半減を目標とし、新築中小建物への太陽光パネル設置義務化など、都市型の先進施策を展開しつつ、国際発信を強化しています。

第六次環境基本計画の6分野の重点戦略

重点戦略：環境・経済・社会の課題を統合的に解決するような横断的な6つの戦略



1. 「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築

- ✓ 環境負荷の総量削減と経済成長の絶対的なデカップリング
- ✓ 無形資産投資の拡大等による財・サービスの高付加価値化

4. 「Well-being／高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現

- ✓ 人々の健康の保護と生活環境の保全の取組の推進
- ✓ 良好な環境の創出の水準の向上、共生する社会の実現

2. 自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上

- ✓ 環境・経済・社会の統合的向上によるストックとしての価値の向上
- ✓ レジリエンス強化等による安全・安心な地域の魅力度の向上

5. 「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装

- ✓ 国民の本質的なニーズを踏まえた環境関連の科学技術の実装
- ✓ 科学技術の社会実装を推進し、国内外に展開

3. 環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり

- ✓ 地域資源を活用した持続可能な地域づくりによる課題解決に貢献
- ✓ 長期的視点に立った地域循環共生圏の構築の推進

6. 環境を軸とした国益と人類の福祉に貢献する戦略的な外交・国際協調の推進

- ✓ 環境を軸とした外交による世界の安定と人類の福祉への貢献
- ✓ パートナーシップの強化やサプライチェーンの強靱化等の促進

出典：環境省

（２）環境分野別の動向

①自然共生・生物多様性の確保

令和4年のCOP15では、昆明・モンテリオール生物多様性枠組が採択され、2050（令和32）年に「自然と共生する世界」を掲げるとともに、令和12年までに生物多様性を回復させるネイチャーポジティブの実現を目指しています。30by30（陸域・海域それぞれ30%の保全）や生態系回復30%など23のターゲットが設定されました。

国では、令和5年に策定した「生物多様性国家戦略2023－2030」にこの枠組の目標を反映し、自然共生サイト登録制度の構築や令和7年施行の「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」により自治体と事業者の保全活動を後押ししています。

東京都では、令和5年に「生物多様性地域戦略」を改定し、2050年ネイチャーポジティブへ向けて3つの基本戦略と10の行動方針を示しました。令和6年策定のアクションプランでは河川・樹林地を中心に30by30ロードマップを具体化し、緑地機能維持・増進事業や生物多様性配慮指針を拡充しています。また、TOKYO強靱化プロジェクトと連携し、防災と生態系保全を両立した都市モデルづくりを推進しています。

②気候変動対策の推進

平成27年の「パリ協定」では、平均気温上昇を1.5℃に抑え、今世紀後半に温室効果ガスの排出実質ゼロを目指す国際枠組みが確立されました。

令和3年のCOP26「グラスゴー気候合意」では、温室効果ガスの排出を令和12年までに平成22年比45%削減することを再確認し、令和5年のCOP28では初回グローバル・ストックテイクが実施され、令和12年までに令和4年比で再生可能エネルギー容量3倍、省エネルギー改善率2倍、令和7年排出ピークアウトなどが合意されました。

国では、令和2年10月の2050年カーボンニュートラル宣言後、「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」の改正や「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」の整備が進み、令和12年度までに平成25年度比で温室効果ガス排出量46%削減を掲げ、地域脱炭素やカーボンプライシングの導入を進めています。また、令和7年2月には新しい日本のNDC（国が決定する貢献）として、温室効果ガスを2013（平成25）年度比で2035（令和17）年度に60%、2040（令和22）年度に73%、それぞれ削減するという目標を国連気候変動枠組条約事務局へ提出しました。

東京都では、令和元年に「ゼロエミッション東京戦略」を策定し、令和3年に「カーボンハーフ」を宣言しました。令和5年の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下「環境確保条例」という。）の改正で新築建築物における屋根上への太陽光発電設備の設置を義務化し、ゼロエミッションビル拡大やZEV普及を加速させています。更に、令和6年に改定した「気候変動適応計画」では、自然災害・健康・水資源リスクへの適応策を具体化し、河川整備や都市緑化でレジリエンス向上を図っています。

また、令和7年3月に策定した「ゼロエミッション東京戦略 Beyondカーボンハーフ」において、2035（令和17）年までに温室効果ガスを2000（平成12）年比60%以上削減する目標を設定しています。

③資源循環の質の向上

海洋プラスチック汚染の深刻化を受け、令和元年の「バーゼル条約」の改正において汚染プラスチックごみの越境規制が強化され、令和4年の国連環境総会では法的拘束力を持つプラスチック条約の交渉が開始されました。

国では、令和6年に策定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」において循環経済を国家戦略として位置付け、「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」など自治体や製造事業者による資源化が可能となるよう法整備を行いました。

また、令和元年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）において平成25年度比で令和12年までに食品ロス量を半減させる目標が掲げられました。事業系食品ロスは8年前倒しで目標を達成し、令和7年の第2次の基本方針では60%削減に引き上げられています。

東京都では「ゼロエミッション東京戦略」に基づき、廃プラスチック焼却量は平成29年度比40%削減を掲げ、令和3年に策定した「東京都資源循環・廃棄物処理計画」に沿って都市型循環モデルの構築を進めています。

④生活環境の保全

生活環境の保全では、いわゆる典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）への対策が進展し、広域かつ深刻な環境への影響はみられなくなってきました。

その一方で、近年では、毎年のように夏季の高温が史上最高を更新するなど気候変動に伴う健康影響が顕在化しています。高温により熱中症の症状を訴える人が増加し、東京都では、令和7年に熱中症の疑いで救急搬送された人が8,000人を超えています。令和6年から、熱中症特別警戒アラートの運用が開始され、翌日又は当日の暑さ指数(WBGT)が35に達すると予測される場合に発表されます。熱中症特別警戒アラートが発表されると、自治体によるクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の開放等の判断をすることになりました。令和7年に改正された「労働安全衛生規則」が施行され、事業者の熱中症対策が義務化されています。

また、管理者不在の空き家周辺的生活環境の悪化などが課題となっています。全国で900万戸が空き家になっているとのデータもあり、国では令和5年12月に「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」を施行し、管理不全となっている空き家が放置されて特定空家となる前に市町村が指導・監督できる制度を新設しました。東京都は、空家対策をワンストップで相談できるポータルサイトを設置し、制度や相談及び物件に関する情報を集約しているほか、空家家財整理と解体促進事業の補助制度を設けて管理不全の危険な空き家が増加することを防ぐ対策を行っています。

⑤環境教育・環境学習の推進

ユネスコは「E S D f o r 2 0 3 0（令和12年目標）」を掲げ、脱炭素・循環経済の推進を強化しています。

国では、令和6年改定の「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」において、行動変容と社会システム変革の連動、体験と対話・協働、ICT活用、中間支援組織の強化を示し、学校と社会教育の連携を促進しています。

東京都は、「ゼロエミッション東京戦略B e y o n dカーボンハーフ」の下、都民の行動変容と学びを促す取組を強化しています。水素の学び拠点「東京スイソミル」の運営や、イベント情報・学習コンテンツを集約したポータル「T O K Y O環境学習ひろば」を通じて、家庭・学校・地域での学びを後押ししています。資源循環の分野では「T O K Y Oサーキュラーエコノミーアクション」を軸に、相談・マッチング、補助事業、シンポジウム等を展開し、ライフステージ全体で環境リテラシーと実践を広げています。さらに、東京都は「家庭の環境アクション推進事業」により、脱炭素に資する新しいサービスの実証を支援するなど、アイデアの社会実装を支援しています。これらの取組により、学校教育・地域活動・事業者や団体の取組が連動し、2050年ゼロエミッション東京の実現に向けた学びと行動の基盤を整えています。

本市では、このような環境教育の流れを受けて、教育委員会が市内の小中学校(校区)の一部を「ゼロカーボンシティチャレンジ校」として指定し、「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて、地球温暖化や環境に関する課題についての理解を深め、児童・生徒が自発的に考え行動することを目指す、様々な取組を行っています。学校での教育を通じた児童・生徒への環境意識の醸成を図ることで、家庭への波及といった効果も併せ持っています。

SDGs（持続可能な開発目標）の17のゴールについて

「武蔵村山市第五次長期総合計画（基本構想）」で本市の新たな課題として位置付けた「SDGsの達成に向けた取組」に対応するために、本計画では、SDGsの17のゴールのアイコンを各施策に表示し、それぞれの施策がどのゴールの達成に資する取組であることを示します。

アイコン	ゴールの名称等	アイコン	ゴールの名称等
	1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		10. 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する
	2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な人間居住を実現する
	3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		12. つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する
	4. 質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う		14. 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		15. 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		16. 平和と公正をすべての人に 平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する		17. パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		・カラーホイール 17のゴールそれぞれのカラーを一つの輪として表現した、SDGsを象徴するアイコン

SDGsは、この17のゴールのほかに、169のターゲットを定めています。

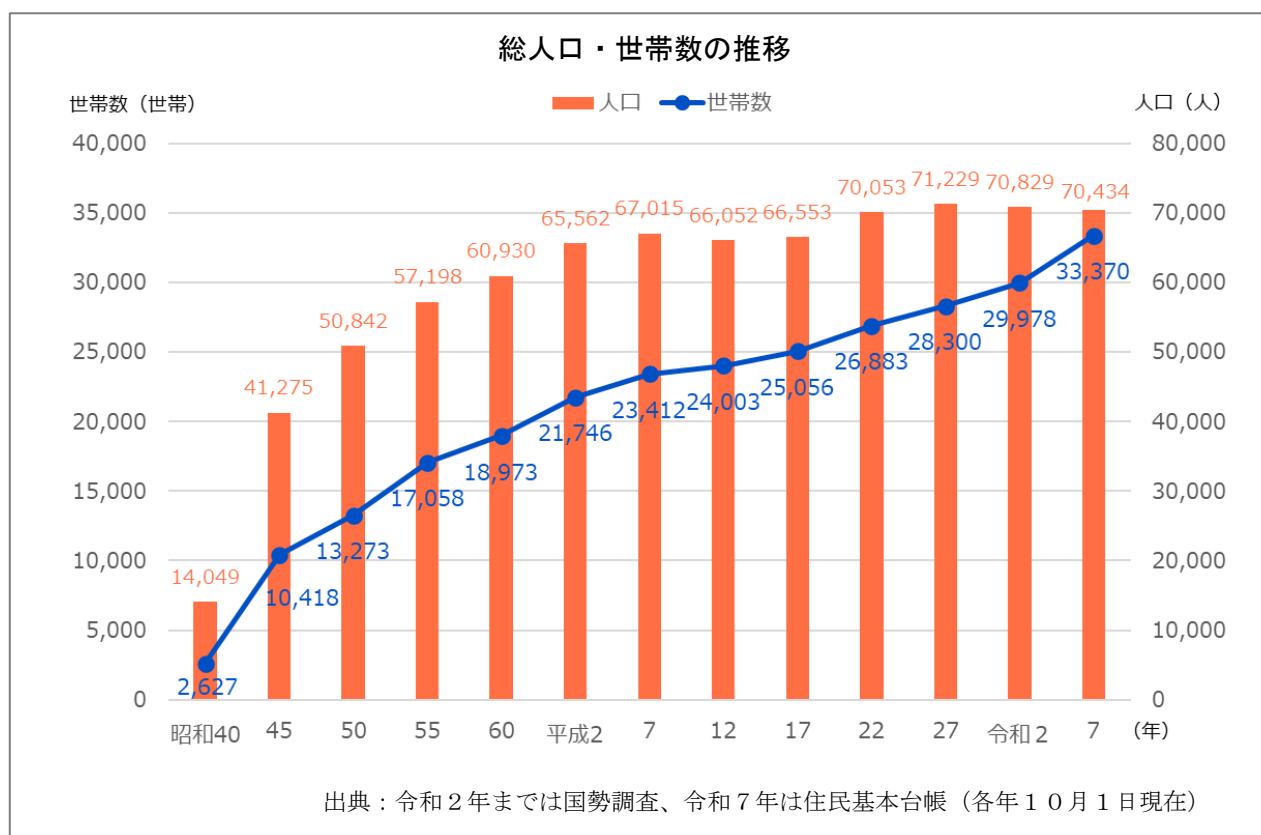
2 武蔵村山市の概要

(1) 人口

①総人口・世帯数

本市の人口は、昭和40～45年にかけて、都営村山団地の建設等により急増し、平成7年に一度ピークを迎えました。その後、一旦減少傾向を示した後、平成14年頃から再び増加傾向に転じましたが、令和元年以降は減少傾向にあります。

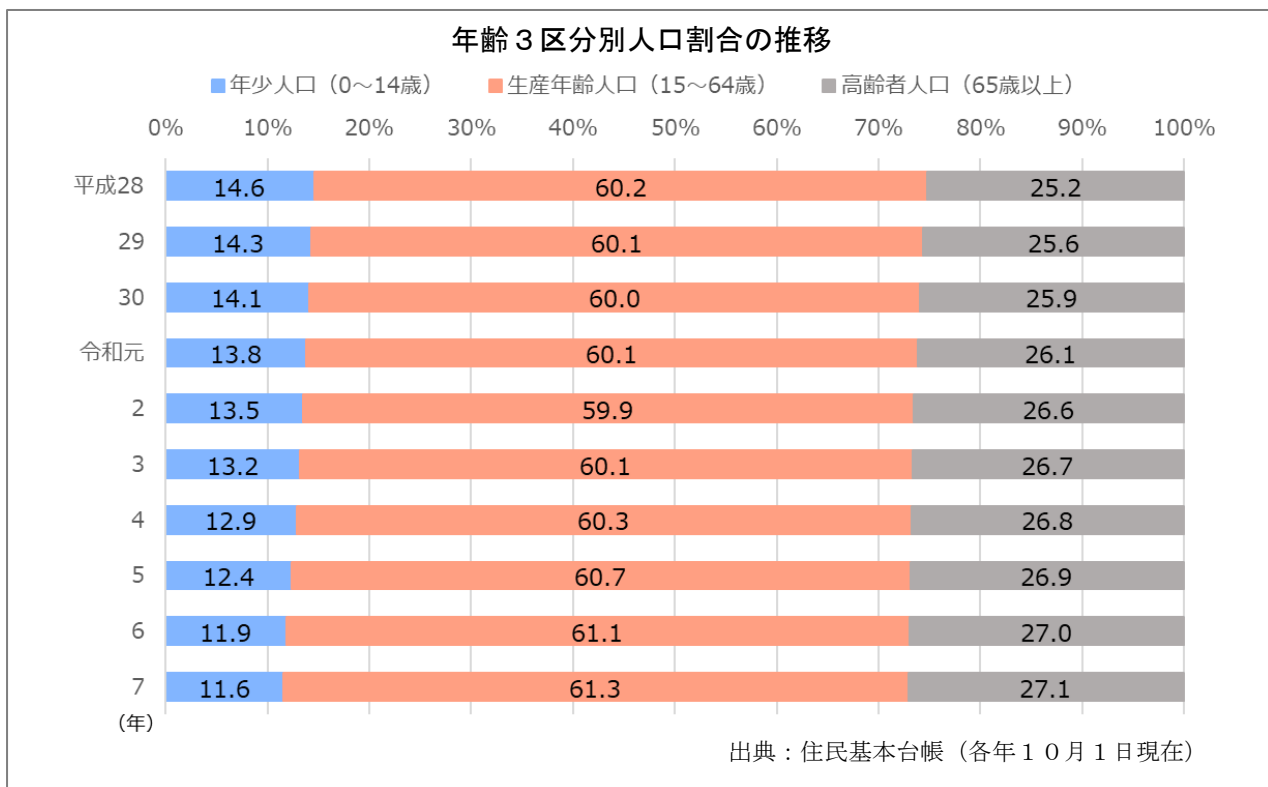
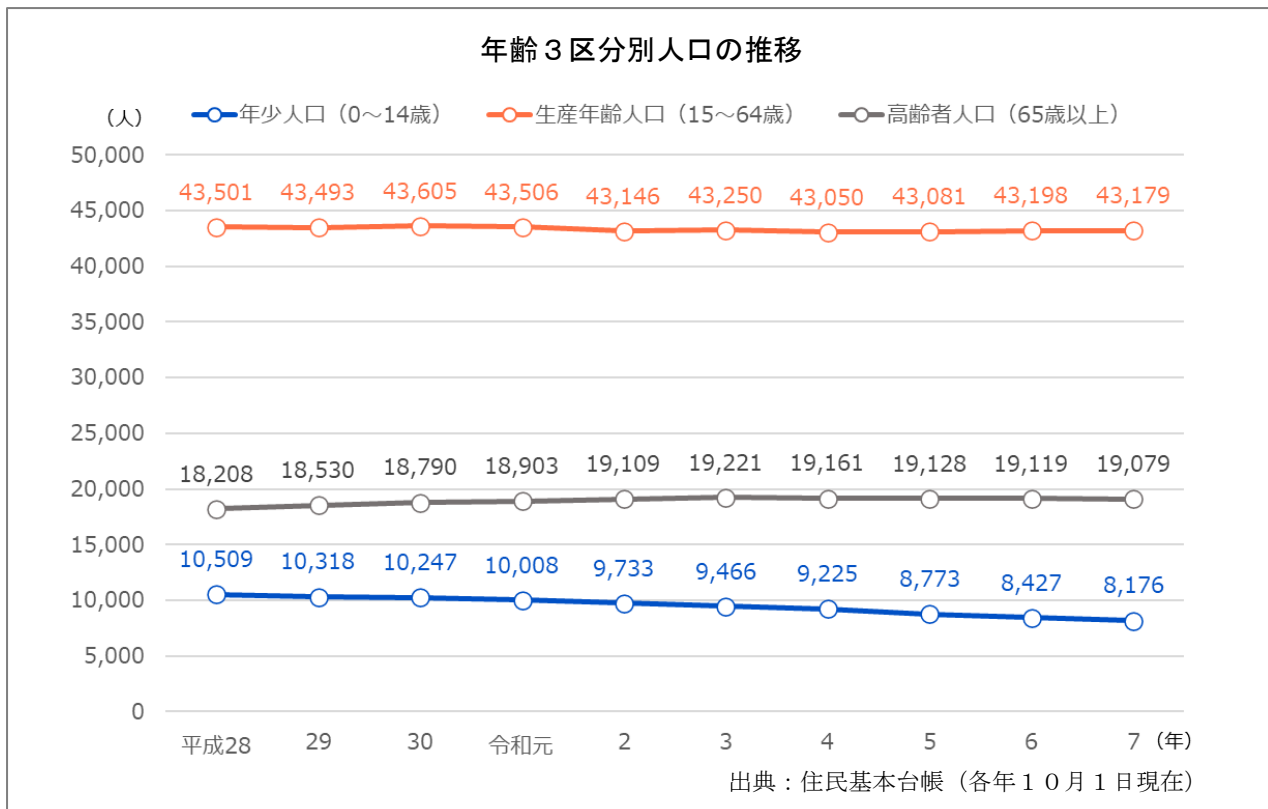
令和7年10月1日現在の総人口は70,434人で、世帯数は33,370世帯(いずれも住民基本台帳による)となっています。



②年齢3区分別人口

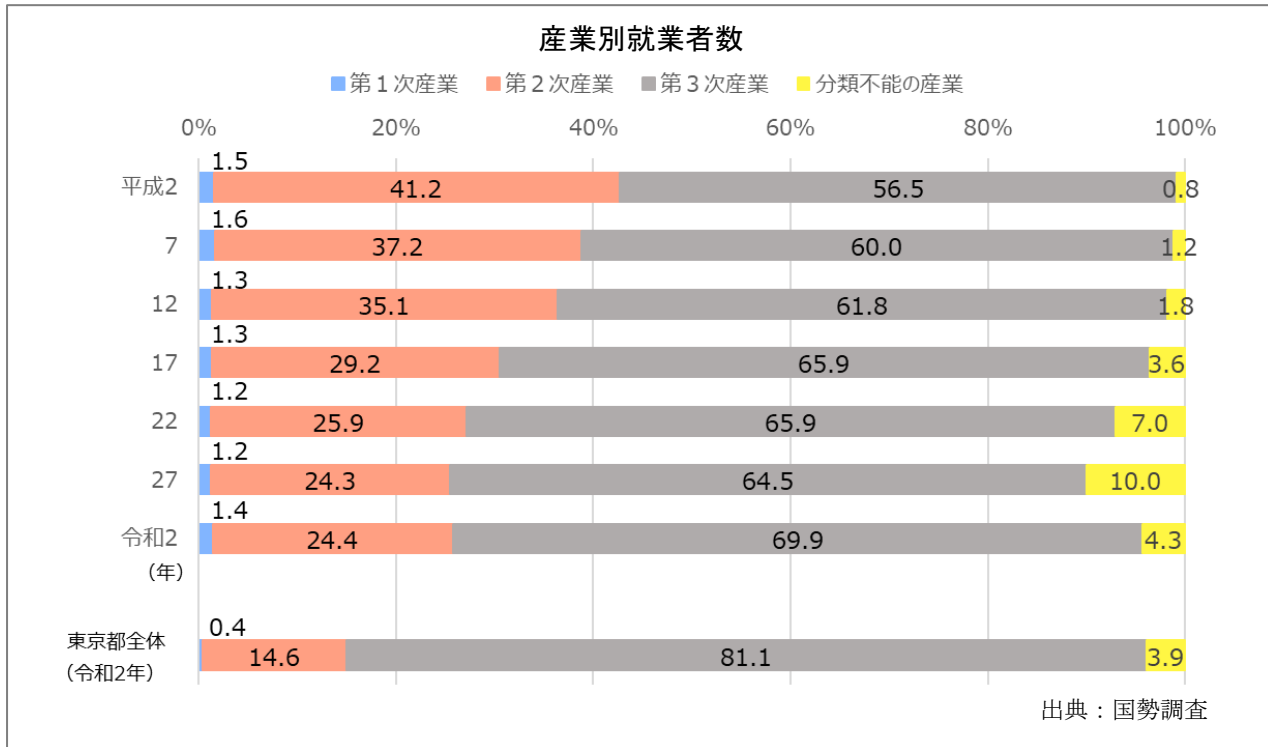
65歳以上の人口（高齢者人口）が増加傾向又は横ばいで推移する一方で、0～14歳の人口（年少人口）は減少傾向を示しています。また、15～64歳の人口（生産年齢人口）については、令和4年頃から緩やかな増加傾向を示しています。

年齢3区分内の割合としては、生産年齢人口が最も多く約6割、次いで、高齢者人口が約3割、年少人口が約1割となっています。



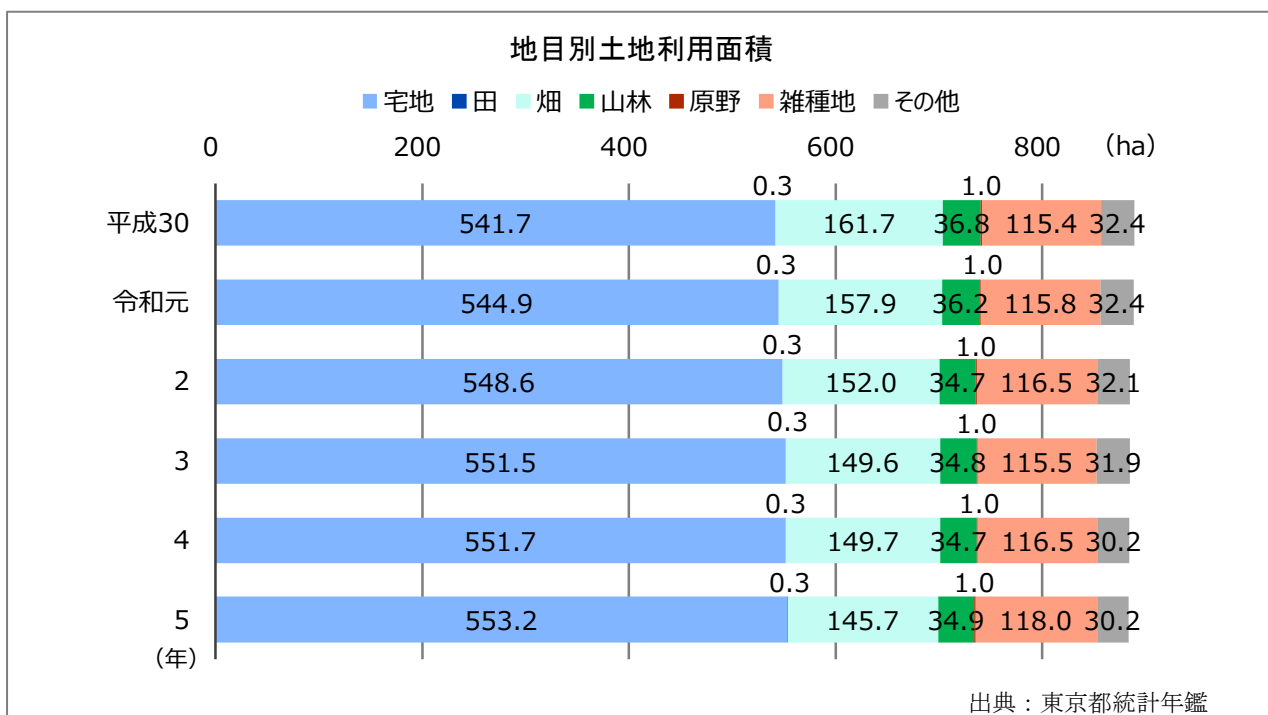
③産業別就業者数

産業別就業者数の近年の動向は、第1次産業（農業など）及び第2次産業（製造業・建設業など）の比率は、減少傾向又は横ばいで推移し、第3次産業（サービス業など）の比率は増加傾向にあります。



(2) 土地利用

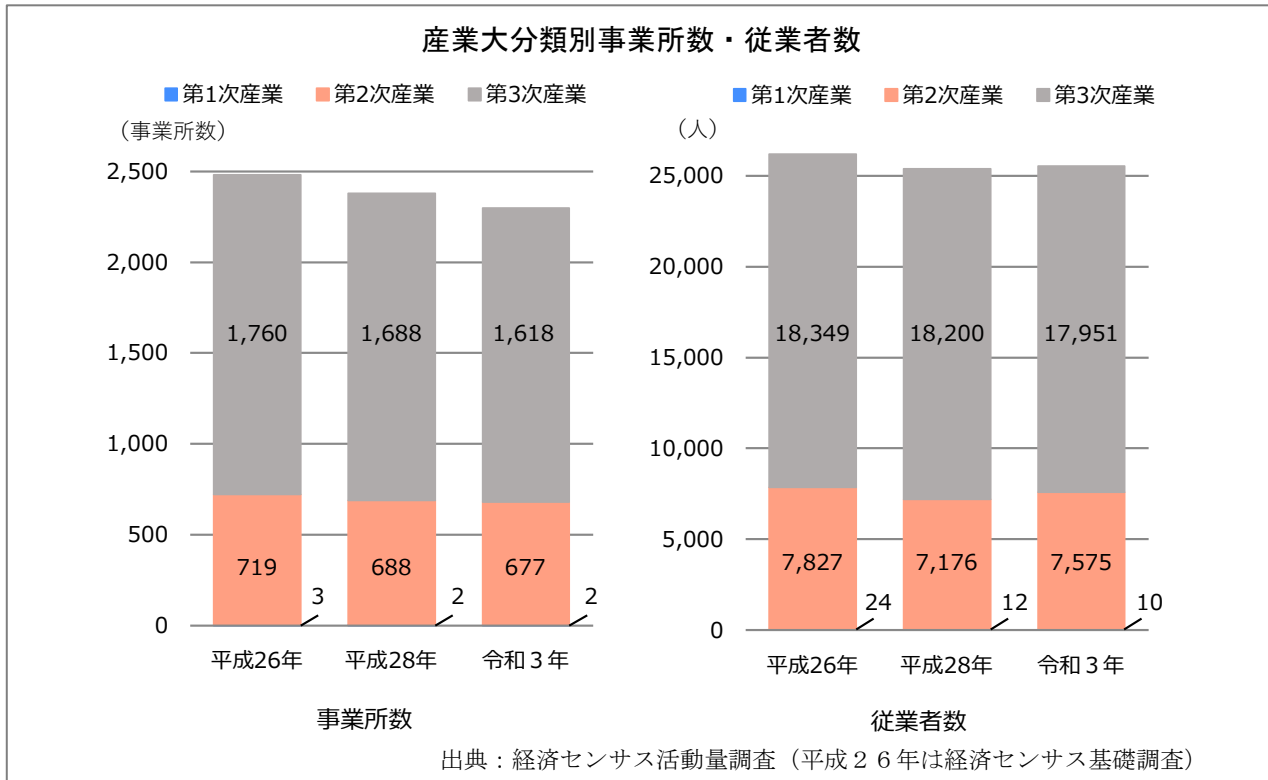
宅地は全体の6割を占め、増加傾向となっています。
一方、畑、山林は減少傾向にあります。



(3) 産業構造

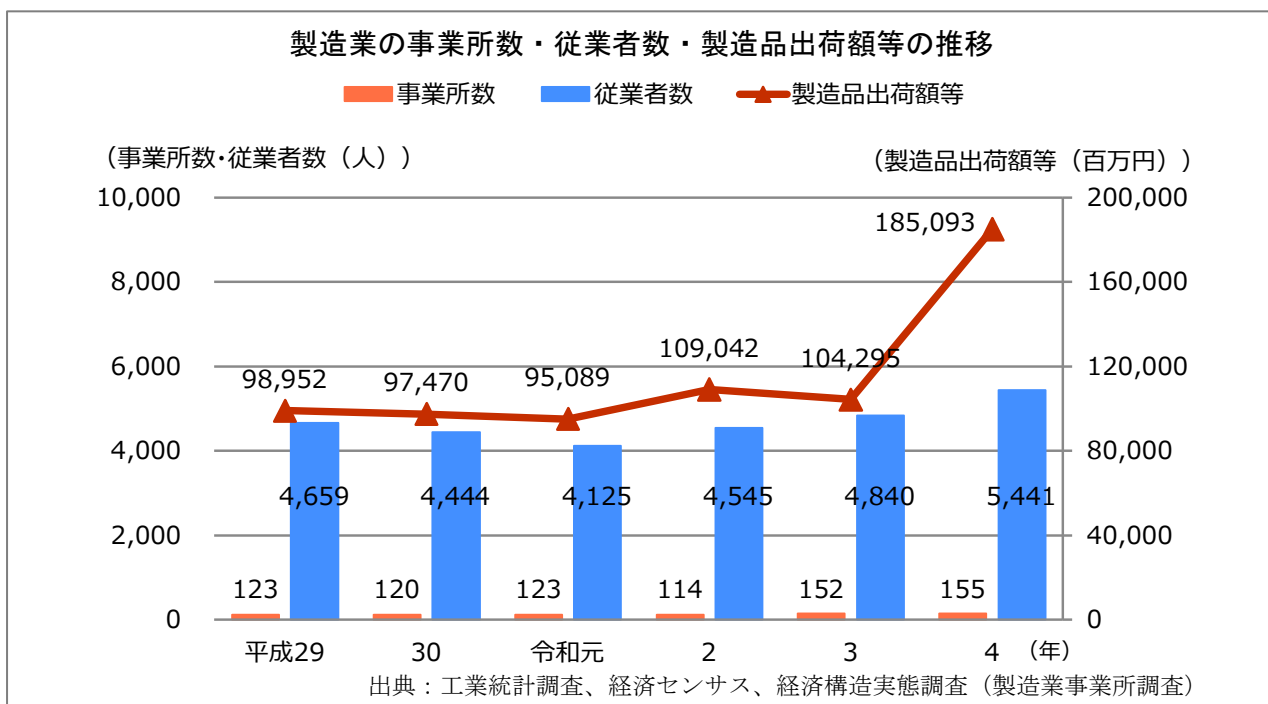
①事業所数・従業者数

産業大分類別の事業所数・従業者数は第3次産業（サービス業など）が最も多く、共に全体の7割を占めています。第1次産業（農業など）の事業所数・従業者数はわずかです。



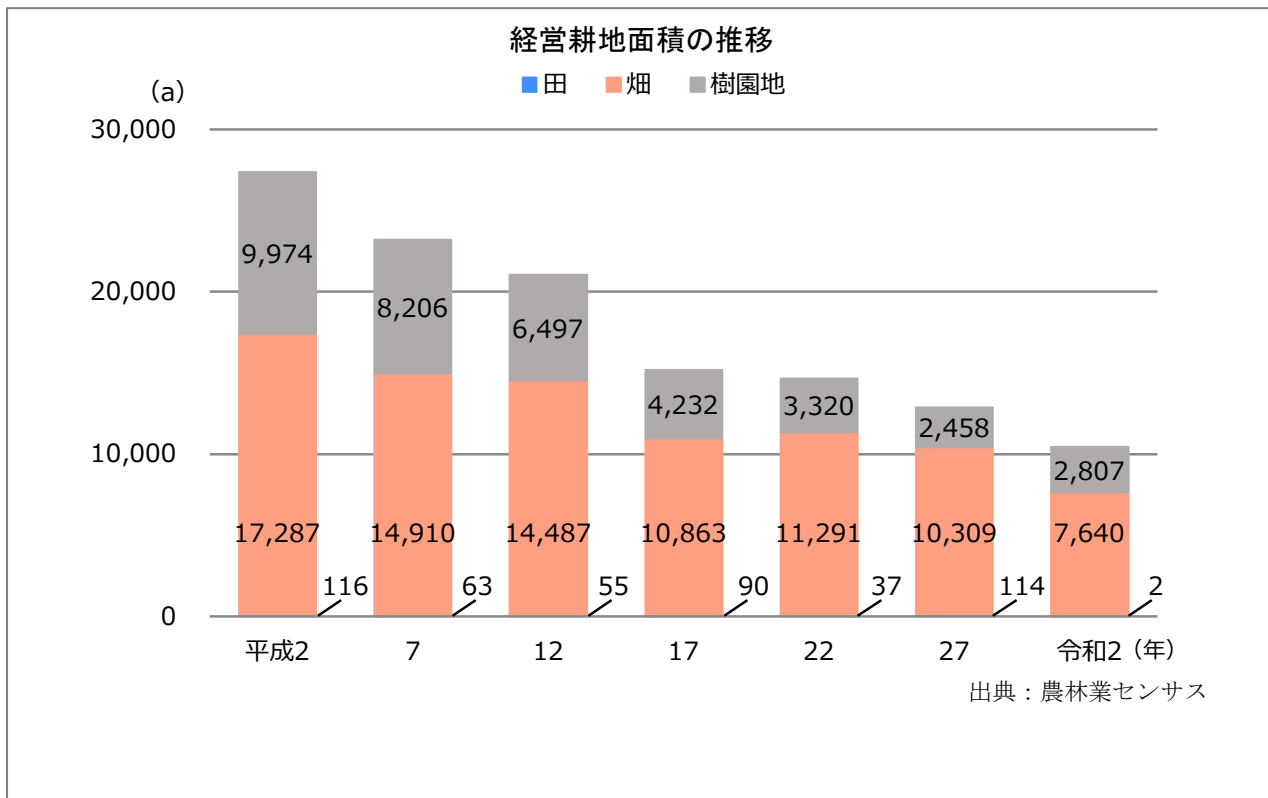
②製造業の事業所数・従業者数・製造品出荷額等

製造業の製造品出荷額等は増加と減少を繰り返しています。



③経営耕地面積

農業については、経営耕地面積が年々減少しています。



3 市民・事業者の意識

令和6年度に「武蔵村山市環境に関する市民・事業者意識調査」（以下「令和6年度意識調査」という。）として、市民及び事業者を対象にアンケート調査を行いました。令和6年度意識調査では、本市の環境や行政の支援に対する満足度、取り組んでいる環境行動、本市の環境施策、環境活動への参加状況等について把握しました。

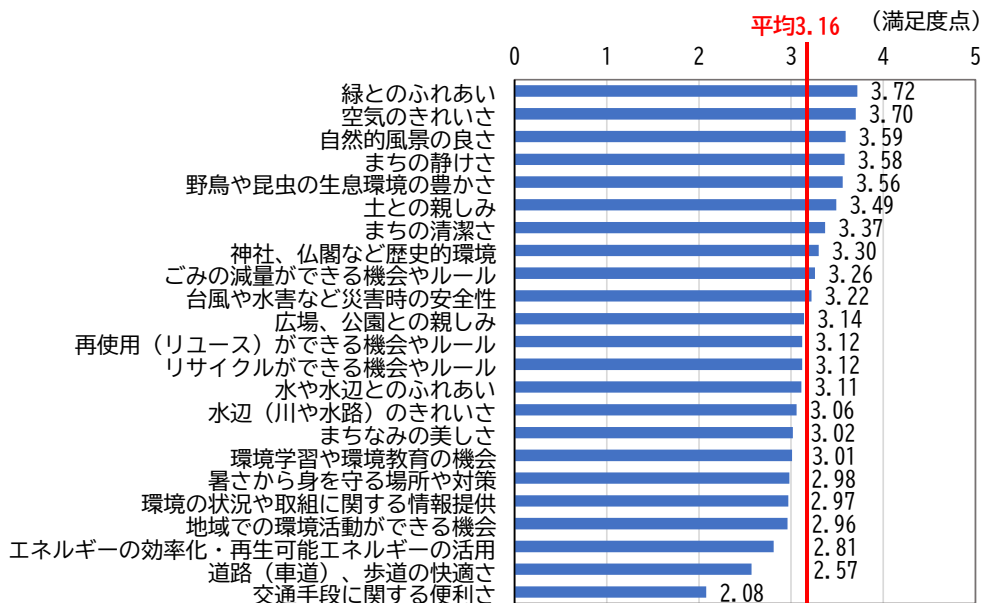
令和6年度意識調査の概要

区分	市民	事業者
調査対象	武蔵村山市に住む 満18歳以上2,000人	武蔵村山市内の事業所 500箇所
抽出法	「住民基本台帳」から 無作為抽出	市内事業所からの抽出
調査期間	令和6年10月1日～10月18日	
配布数	2,000件	500件
回収数（回収率）	622（31.1%）	117（23.4%）

（1）周辺の環境に対する満足度

周辺の環境に対する満足度の回答を点数化し満足度点*として集計した結果、満足度点の平均は3.16となり、23項目中10項目で平均を超えていました。満足度点が高かった上位3つの項目は、高い順に「緑とのふれあい」、「空気のきれいさ」、「自然的風景の良さ」でした。反対に、満足度点が低かった上位3つは、低い順に「交通手段に関する便利さ」、「道路（車道）、歩道の快適さ」、「エネルギーの効率化・再生可能エネルギーの活用」でした。

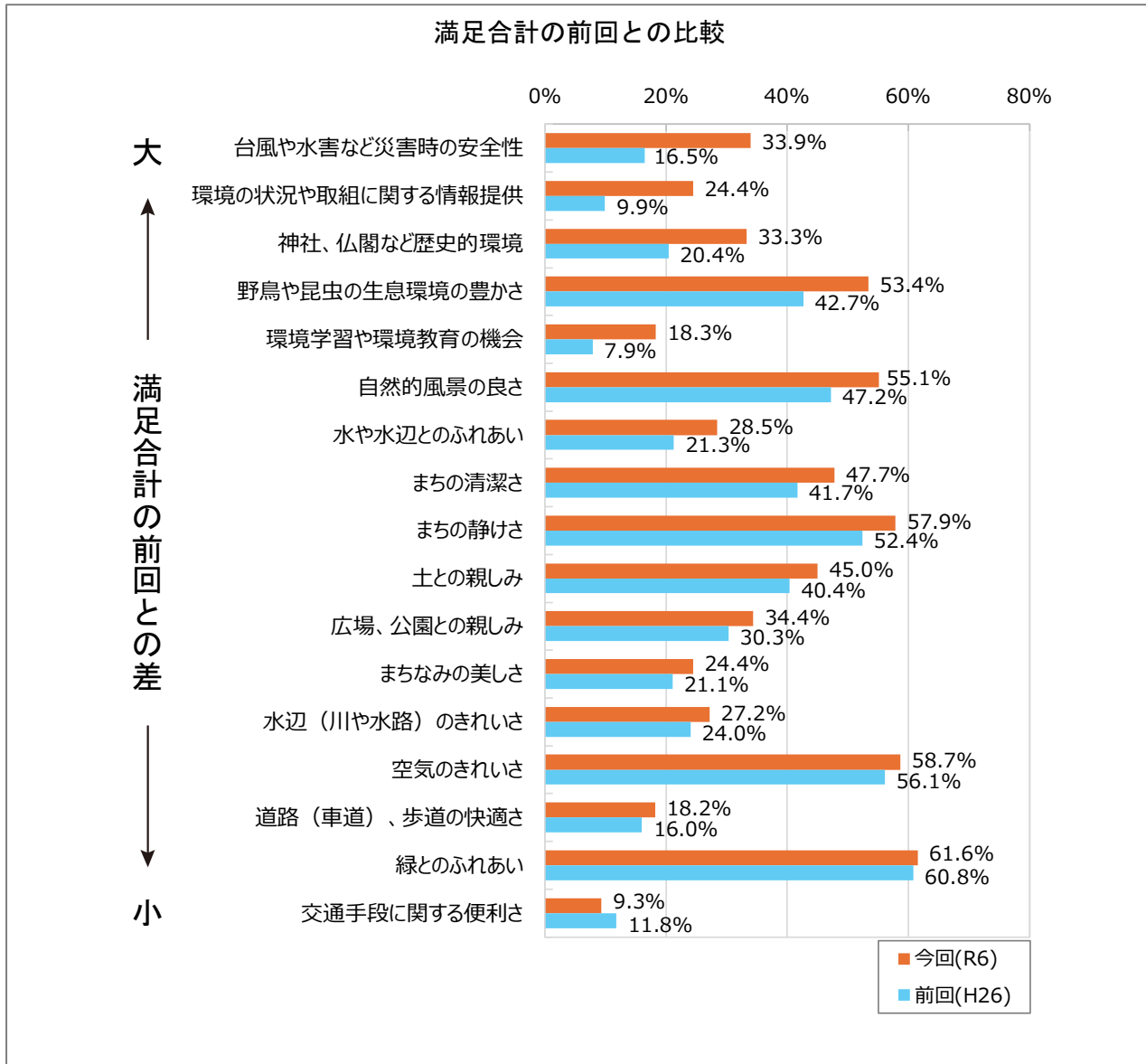
満足度点の集計結果



*満足度点：「満足」を5点、「やや満足」を4点、「普通」を3点、「やや不満」を2点、「不満」を1点とし、それぞれの回答数を乗じて合計し、回答者数で除した値

令和6年度意識調査では、前回（平成26年度）と比べてほぼ全ての項目で「満足合計」（「満足」及び「やや満足」の合計）が向上していました。上昇幅が大きかった上位3つの項目は、上昇幅が大きい順に「台風や水害など災害時の安全性」、「環境の状況や取組に関する情報提供」、「神社、仏閣など歴史的環境」でした。

一方、「交通手段に関する便利さ」は低下しました。

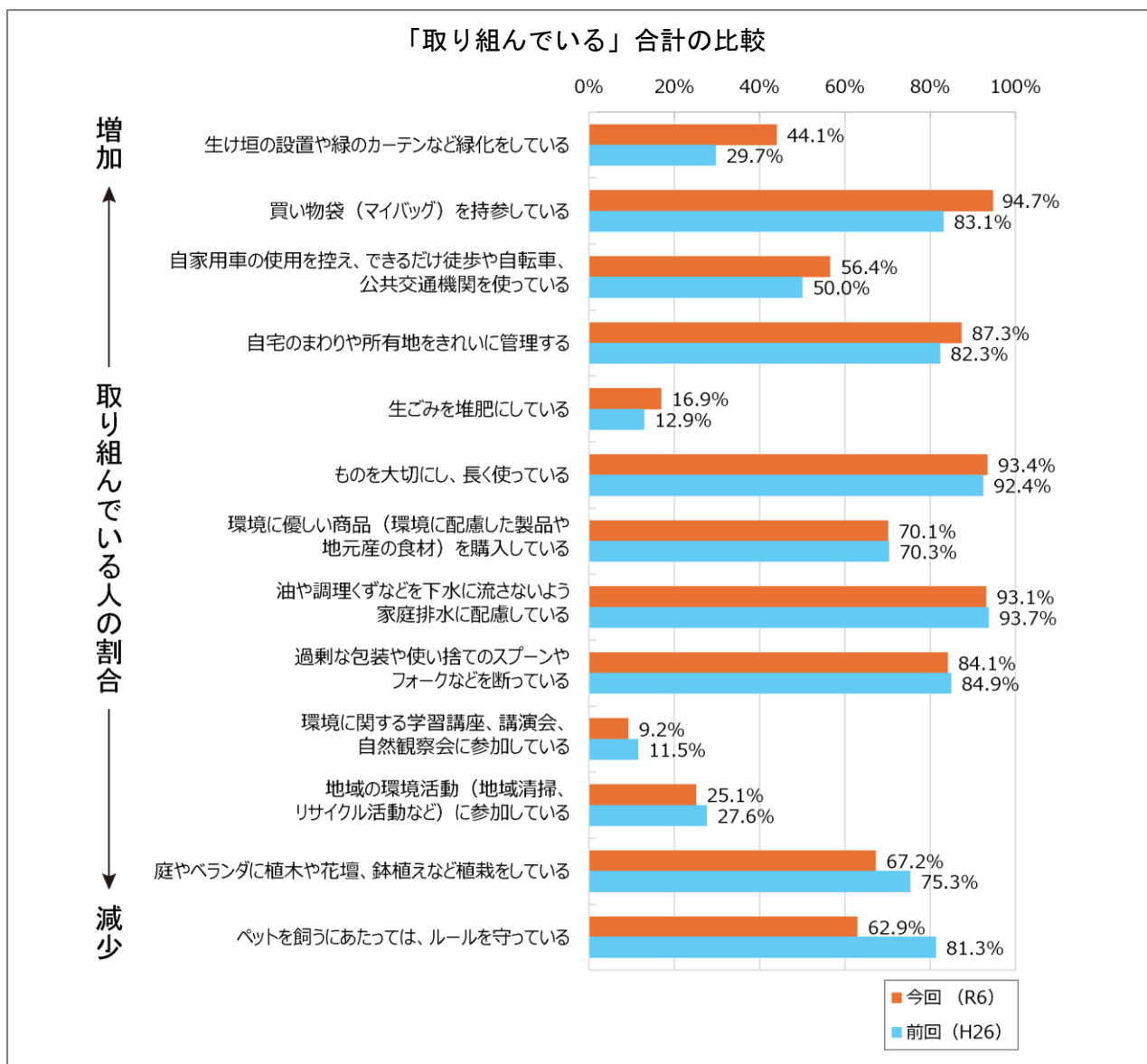


(2) 市民の環境に関する取組状況

令和6年度意識調査では、前回と比較可能な13項目のうち6項目で向上し、7項目で低下していました。

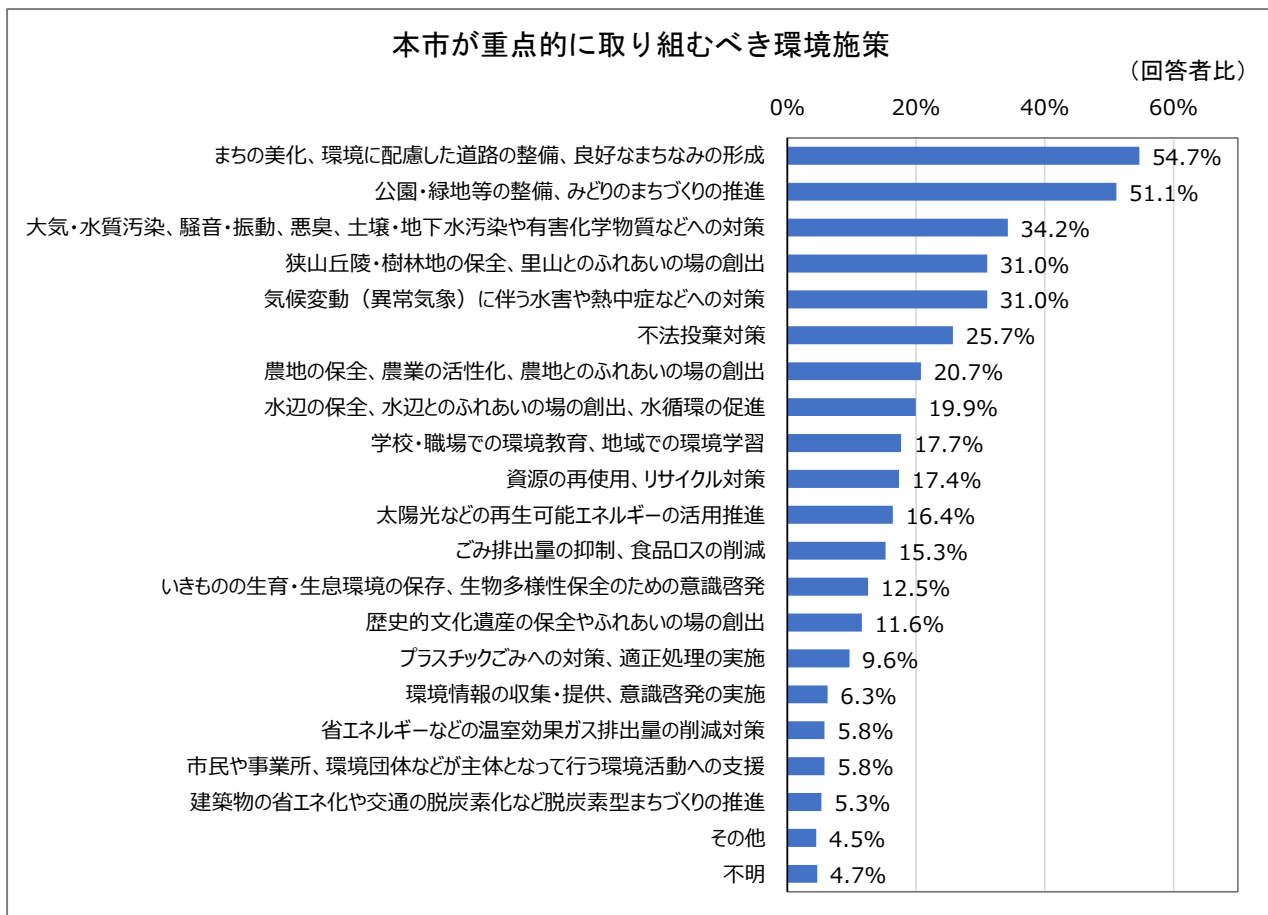
取り組んでいる人の割合が増えた項目の上位3つは、「生け垣の設置や緑のカーテンなど緑化をしている」、「買い物袋（マイバッグ）を持参している」、「自家用車の使用を控え、できるだけ徒歩や自転車、公共交通機関を使っている」でした。

一方、取り組んでいる人の割合が減った項目の上位3つは「ペットを飼うにあたっては、ルールを守っている」、「庭やベランダに植木や花壇、鉢植えなど植栽をしている」、「地域の環境活動（地域清掃、リサイクル活動など）に参加している」でした。



(3) 本市が重点的に取り組むべき環境施策

本市が重点的に取り組むべき環境施策については、「まちの美化、環境に配慮した道路の整備、良好なまちなみの形成」が最も多く、次いで「公園・緑地等の整備、みどりのまちづくりの推進」、「大気・水質汚染、騒音・振動、悪臭、土壌・地下水汚染や有害化学物質などへの対策」の順に多い結果でした。まちづくりのハード整備や、典型的な公害へ直接的な対応などが求められていることがうかがえます。



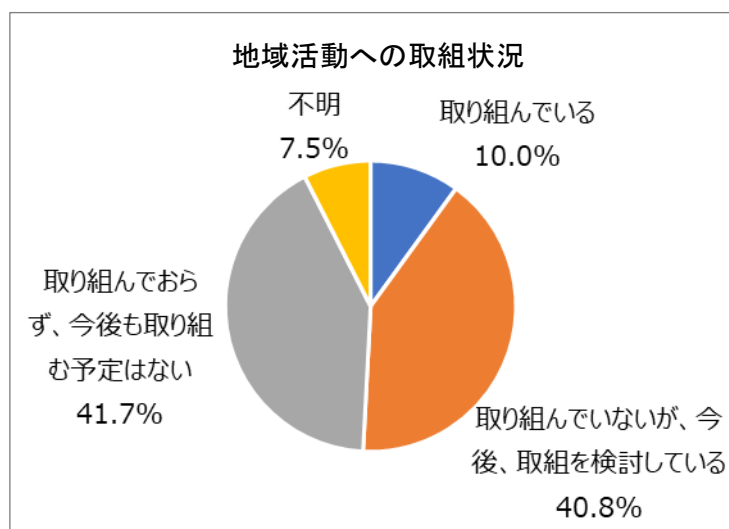
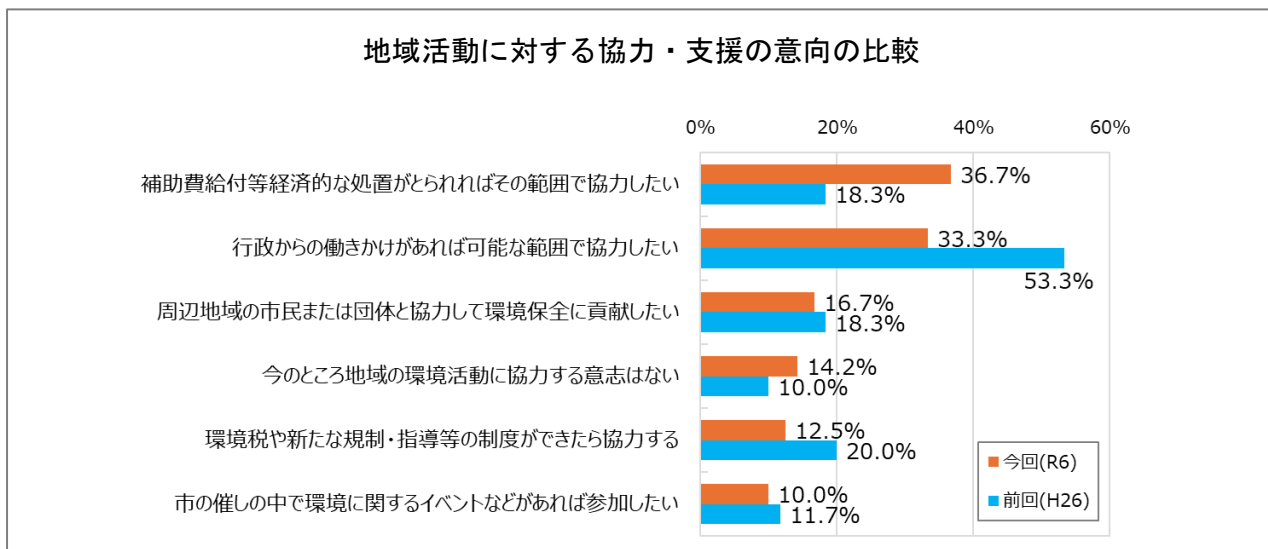
(4) 事業者の地域活動に対する協力・支援の意向

事業者に対して、地域の環境に関する活動に対する協力、支援の意向について、多かった回答の上位3つは「補助費給付等経済的な処置がとられればその範囲で協力したい」、「行政からの働きかけがあれば可能な範囲で協力したい」、「周辺地域の市民または団体と協力して環境保全に貢献したい」の順でした。

令和6年度意識調査では、前回と比較可能な6項目のうち1項目で向上し、5項目で低下していました。特に、「補助費給付等経済的な処置がとられればその範囲で協力したい」の回答数が増加しており、依然として事業者を取り巻く経済情勢が厳しい状況がうかがえました。経済情勢の改善や補助制度等の新設等によって事業者の経営環境が改善することで、環境に関する活動へ協力する事業者が増えるものと考えられます。

また、「行政からの働きかけがあれば可能な範囲で協力したい」が前回と比較して20ポイント低下しています。事業者の意向を把握する機会を創出するなど、事業者と行政の連携を深める取組の検討が必要です。

地域の環境に関する活動への取組状況を聞いたところ、「取り組んでいる」は回答者の1割程度と少ないものの、「取り組んでいないが、今後取組を検討している」が4割程度であり、一定数の事業者が取り組む意向を示していました。



4 第二次計画の振り返り

第二次計画で設定した施策の柱ごとに、令和6年度時点での主な取組の実施状況について整理しました。なお、取組の達成状況を示す指標として設定した環境指標の達成状況については、参考資料「市民等意識調査の結果と第二次計画の評価」（74ページ）に掲載しています。

（1）基本施策柱1 みどり等との共生

本市の豊かなみどりは、景観づくりや動植物の生息・生育環境、暑さの緩和、健康づくりや憩いの場の提供など、多様な価値を持っています。本市では計画に基づき、樹林地や生け垣の保全、広報やイベントでの発信を重ね、身近な自然を大切にする気持ちを育んできました。

公園・緑地等のボランティア人数や公園等の緑化で指導的な役割を担うグリーンヘルパー（1級）の人数は目標を達成するなど、みどりの保全・創出に関わる市民の意識は確実に高まっています。

令和6年度意識調査の結果でも、緑とふれあう心地よさや自然的な風景への評価が高く、将来に残したい場所として里山や水辺、公園などが挙げられています。

一方で、市全体の緑化総量（緑被率）は、宅地開発等により減少傾向で目標値を下回っており、自宅や事業所の敷地内など、身近な場所の緑化を進めていくことが今後も必要です。

（2）基本施策柱2 エネルギーの有効利用の推進

本市では令和4年9月に「2050（令和32）年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする『ゼロカーボンシティ』の実現」を目指すことを宣言し、公共施設の更なる省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用、家庭や事業所への太陽光発電設備や家庭用蓄電池の設置等への支援など、暮らしに身近なところから理解と実践の場を広げてきました。令和7年3月には「武蔵村山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、市民や事業者とゼロカーボンシティ実現の方向性を共有し、各種の取組を推進しています。

令和6年度意識調査の結果では、市民・事業者ともに省エネルギー機器や再生可能エネルギーの導入への関心の高まりがうかがえる一方、具体的な選び方や導入方法を知る機会についての要望も寄せられており、幅広い内容の情報発信が必要です。

（3）基本施策柱3 4Rの推進

循環型社会の実現に向け、本市では家庭ごみの有料化、戸別収集に取り組み、家庭と地域でのごみの減量や資源化を進めてきました。また、生ごみを自家処理できるミニ・キエーロをモニター事業として配布し、普及啓発を行いました。それらの取組の結果、

市民1人1日当たりのごみの総排出量が大幅に減少し、本市が掲げるごみ減量の目標に近づいています。

令和6年度意識調査の結果では、市民は資源の分別やマイバッグの持参、ものを長く使う行動が広く根付いていることがうかがえました。

今後、ごみ減量と資源化に関する更なる普及啓発を行い、ごみの排出量を減らして資源化を推進し、循環型社会の実現に向けた取組を継続する必要があります。

(4) 基本施策柱4 生活環境の保全

本市では、市内の大気や水質、騒音などの調査を継続し、結果をまとめた資料を「環境保全のあらまし」として毎年公開しています。環境基準は一部の項目を除いてほぼ達成しており、良好な状態が続いています。

また、不法投棄については未然防止のためのパトロールを実施しているものの、依然として不法投棄がなくなる状況となっています。美化活動のクリーン作戦は、多くの市民の参加によって実施されています。

今後、クリーン作戦への参加者増加を図るとともに、ペットの飼育ルールに関する啓発活動の強化、不法投棄対策の監視パトロールの継続が必要です。

(5) 基本施策柱5 環境行動・教育の推進

本市では、環境教育の一環として、環境学習会、親と子の環境教室、小学校への副読本の作成・配布などを実施し、環境保全への意識啓発を進めてきました。

令和6年度意識調査において、市民・事業者の環境への意識と取組を把握しました。環境活動への参加のきっかけや情報の届け方について寄せられた声を参考にし、今後の取組に反映させていく必要があります。事業所からは、情報提供や相談、支援制度への案内、学びの機会に対する期待も寄せられました。

今後、これらの意見を踏まえ、具体的な行動へとつながる環境に関する情報発信の方法の工夫、活動機会の場の提供や支援、情報を共有する機会の創出などに関する施策を推進していく必要があります。

5 策定に当たっての視点

本計画の策定に当たっては、第二次計画と同様に社会情勢の変化や市民意識、本市の現状と課題等を踏まえ、将来にわたってより良い環境づくりを推進するため、以下の視点を踏まえます。

(1) 計画を取り巻く社会潮流の反映

ウェルビーイングの向上を最上位目標とする国の第六次環境基本計画やカーボンニュートラルの実現、生物多様性の回復（ネイチャーポジティブ）等、社会情勢の変化や技術の変革が加速していることを踏まえ、最新情報を見極めながら柔軟に対応します。

令和7年3月に策定した「武蔵村山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を推進するとともに、狭山丘陵・農地・住宅地のみどり等を保全し、外来種対策や動植物の生息・生育環境の保全を東京都・周辺市町等と連携して推進していきます。

(2) 市民ニーズを考慮した施策、分かりやすい施策の検討

令和6年度意識調査で把握した本市の環境の強みや対応すべき課題を施策に反映し、具体的に何に取り組むのかを市民や事業者に分かりやすく伝わるような体系となるよう編成します。

令和6年度意識調査の市民の結果では「空気のきれいさ」や「自然的風景の良さ」の満足度は平均以上でした。一方、「環境学習や環境教育の機会」や「環境の状況や取組に関する情報提供」、「地域での環境活動ができる機会」についての満足度が平均以下であったことから、情報や学習内容についての工夫や環境活動に参加しやすい機会づくりなどが課題となっています。

本計画では、効果的な情報提供の仕組みを設けるとともにICTを活用したイベント等も検討し、情報発信の強化と参画機会の拡充を図ります。

(3) 環境と快適性の同時実現

豊かな自然環境と、便利で安全・安心に暮らすことができる都市環境が調和したまちづくりを視点に、環境配慮と快適性を同時に高める施策を推進します。

市民は本市の「自然の豊かさ」を高く評価しており、これを次世代に引き継ぐとともに、移動の利便性向上など生活の質の向上も求めています。

一方、満足度では「交通手段の便利さ」が平均より低い結果でした。将来の多摩都市モノレール延伸とそれに伴う新たなまちづくりの動きも見据え、公共交通の利便性向上や利用可能な交通手段の周知、自転車・EVなどの低炭素のモビリティの利用促進を通じ、環境負荷の低減と移動の利便性の両立を図ります。

(4) 多様な主体による取組の推進

市民・地域活動団体・事業者・学校・行政がそれぞれの強みを活かし、協働による取組を推進します。現在、地域で環境に関する取組を進める事業者は多くありませんが、令和6年度意識調査の結果から一定の意向を示していることから、今後、事業者に対して環境に関する必要な情報の提供を推進していきます。

また、広域的な課題は、国・東京都・周辺市町等との連携を強化し、取り組んでいきます。

地域での環境活動への参加割合が減少傾向にあり、参加促進策の検討が必要です。

(5) 計画の進捗管理について

環境指標を設定し、指標の進捗状況を毎年把握し評価することで、計画の進捗管理を行います。「武蔵村山市第五次長期総合計画」や個別計画等で目標値が設定されているものについては、その目標値を目標の目安とします。また、温室効果ガス排出削減量など、国や東京都での目標値が示されているものについては、本市の状況を踏まえつつ、国や東京都の目標値を参考として本市の目標値を設定します。なお、各計画の更新に伴い目標値が変更された場合は、本計画の見直し等のタイミングで整合を図るものとします。